

## 都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧結果 (概要)

### 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 茅ヶ崎都市計画区域区分の変更
- (2) 茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- (3) 茅ヶ崎都市計画都市再開発の方針の変更
- (4) 茅ヶ崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
- (5) 茅ヶ崎都市計画用途地域の変更

### 2 縦覧期間

平成 21 年 11 月 17 日から平成 21 年 12 月 1 日まで

### 3 縦覧者数

6 名 (県窓口 1 名、町窓口 5 名)

### 4 意見書

意見書数 40 通 (40 名)                      意見の区分 反対 40 通 (40 名)

### 5 意見の概要

- ・ ツインシティは何も決まらず 12 年が過ぎ去った。
- ・ 地元関係者には正しい情報を避け続けてきた。
- ・ 町県は何も示さず無責任。
- ・ 町長が強行した特定保留は失敗、一般保留に格下げでも反省もない。
- ・ 説明会も開かず地元無視、公約違反。
- ・ 整開保は抽象的表現で理解困難、将来は飛躍拡大で区画整理、地区計画で地元負担おしつけは明白。
- ・ 町長は公約遵守せよ。
- ・ JR 東海の新駅設置 OK が基本です。
- ・ JR は資金逼迫、株価続落、リニア期待過剰のリスク。
- ・ 用途地域も決めない都市計画決定は絶対反対。
- ・ 土地利用も決めない都市計画決定は絶対反対。
- ・ 今のままでよい。